

衆議院 第三百二十二回国会 法務委員会議録 第四号

平成七年三月十五日(水曜日)

午前九時五十分開議

出席委員

委員長 金子原二郎君

理事 齊藤斗志二君

理事 永井 英慈君

理事 山本 拓君

理事 枝野 幸男君

稲葉 大和君

塩川正十郎君

茂木 敏充君

倉田 栄喜君

富田 茂之君

吹田 悞君

坂上 富男君

正森 成二君

出席國務大臣

法務大臣 前田 勲男君

法務大臣官房長 原田 明夫君

法務省民事局長 濱崎 恭生君

法務省入国管理局長 塚田 千裕君

委員外の出席者

大蔵省主税局長 竹内 洋君

建設省住宅局長 坂田 隆史君

閣内住宅課長 岡本 圭司君

建設省住宅局市街地建築課長 岡本 圭司君

最高裁判所事務 浦井 紀夫君

総局総務局長 堀籠 幸男君

最高裁判所事務 堀籠 幸男君

総局人事局長 堀籠 幸男君

法務委員会調査 河田 勝夫君

委員の異動
三月十四日

補欠選任

梶山 静六君

橋 康太郎君

茂木 敏充君

倉田 栄喜君

同日

補欠選任

佐藤 静雄君

中川 昭一君

三ツ林弥太郎君

坂口 力君

同日

補欠選任

梶山 静六君

橋 康太郎君

茂木 敏充君

倉田 栄喜君

同日

補欠選任

島村 宜伸君

熊谷 弘君

山田 正彦君

同日

補欠選任

稲葉 大和君

山田 正彦君

山本 幸三君

熊谷 弘君

同日

補欠選任

島村 宜伸君

山田 正彦君

山本 幸三君

同日

三月十四日
阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案(内閣提出第八八号)
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案(内閣提出第八九号)
更生保護事業法案(内閣提出第六三三号)(予)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第六四号)(予)

法律扶助に関する基本法の制定と財政措置の拡充強化に関する請願(中島衛君紹介(第一七九号))
同(小坂憲次君紹介(第二三三三号))
同(北沢清功君紹介(第二七八号))
同(堀込征雄君紹介(第二七九号))
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(山花貞夫君紹介(第二七七号))
は本委員会に付託された。
三月十五日
法務局職員増員に関する陳情書外五件(津市広明町一三三重県議会内乙部一已外五名(第一八号))
法務局出張所の統廃合に関する陳情書外三件(鳥取県西伯郡中山町赤坂六六中山町議会内村本彰次外三名(第一九号))
法律扶助に関する基本法の制定と財政措置の拡充強化に関する陳情書外五件(山口市滝町一の一山口県議会内湊政則外五名(第二〇号))
週休二日制の実施に伴う身柄拘束期間伸長に関する陳情書(広島市中区上八丁堀二の六六恵木尚(第二一号))
多重債務者の救済制度の整備・拡充に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一土屋公献(第二二号))
刑事被告禁者の処遇に関する法律の制定に関する陳情書(神戸市中央区橋通一の一の三安藤猪平次(第二三三号))
刑務所内の処遇改善に関する陳情書(大阪府堺市田出井町六の一藤本訓(第二四四号))
は本委員会に参考送付された。

本日(予)の会議に付した案件
阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案(内閣提出第八八号)
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案(内閣提出第八九号)

○金子委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案並びに被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案の両案を一括して議題といたします。
まず、両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。前田法務大臣。

○前田國務大臣 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案は、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案(本号末尾に掲載)

この法律案は、阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、被災した会社その他の法人等の存立に資するため、当該被害により債務超過となった法人の破産宣告に関する特例を設け、また、当該震災が発生した日に大阪府及び兵庫県内において登記された本店が所在していた株式会社及び有限会社の最低資本金の制限に関する経過措置の特例を設けようとするものでありまして、その要旨は、次のとおりであります。
まず、法人の破産宣告に関する特例につきまし

ては、阪神・淡路大震災による被害により債務超過となった法人に対しては、その法人が清算中である場合、支払い不能である場合または破産の申し立てをした場合を除き、平成九年一月十六日までの間、破産の宣告をすることができないこととするともに、法人の理事等については破産の申し立てをする義務を負わないこととしております。

次に、最低資本金の制限に関する経過措置の特例につきましては、平成二年の商法等の改正により、株式会社につき一千万円、有限会社につき三百万円の最低資本金制度が設けられたことに伴い、改正法施行前から存在する会社について設けられた増資または組織変更のための平成八年三月三十一日までの五年間の猶予期間は、阪神・淡路大震災が発生した日に大阪府及び兵庫県内の区域内に登記された本店が所在していた株式会社及び有限会社について一年間延長することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。次に、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、阪神・淡路大震災による区分所有建物の被害の状況等にかんがみ、災害後の区分所有建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資するため、大規模な火災、震災その他の災害によって区分所有建物の全部が滅失した場合に、その敷地の共有者等が特別の多数による決議に基づきその敷地上に建物を再建することができることとする等の措置を講じようとするものであります。その要旨は、次のとおりであります。まず、政令で定める大規模な災害により区分所有建物の全部が滅失した場合には、その敷地の共有者等は、集会を開き、その政令の施行の日から三年以内に、共有持ち分等の価格の割合による議決権の五分の四以上の多数により、その敷地上に建物を再建する旨の決議をすることができることとした上、その決議に基づきその再建を実現する

ことができることとするための措置を講ずることとしております。また、その決議を容易にするため、その政令の施行の日の一月後から三年後までの間は、その敷地の共有者等は、原則としてその敷地について分割の請求をすることができないこととしております。

次に、その政令で定める災害により区分所有建物の大規模な一部滅失があった場合において復旧または建てかえの決議がされないときに、各区分所有者が他の区分所有者に対して建物等の買い取りを請求することができる時期について特例を設け、これをその政令の施行の日から一年を経過した後とすることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいようお願い申し上げます。

○金子委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。斉藤斗志二君。

○斉藤斗志二委員 自由民主党の斉藤斗志二でございます。本日は、二つの法案について審議をいたすわけでございますが、その前に、最近ニュースで報道をされました入管の問題についてお伺いをいたしたいというふうに思っています。大手新聞の報道によりますと、法務省においては、二つの任意団体を特別扱いすることによって入管の審査に手心を加え、または便宜を与えたのではないかとというような報道がなされたわけでございます。もしこれが事実ということになると、大変ゆゆしき問題であると指摘をせざるを得ないわけでございますが、まず、その事実関係についてお伺いをしたいというふうに思っています。

このニュースによれば、入管は、ブラックリストのチェックを外国入籍人招へい業者協会の職員に負わせていた、そういったことが報道されて

いるわけですが、そのような事実関係があったかどうか、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

○前田国務大臣 現在、正確には調査中でございますが、一部、報道のとおり行き過ぎた事実が認められる状況にございます。かかる、まさに先生おっしゃるとおり、ゆゆしき取り扱いは行っていないというところで、改めるべく指示をいたしたところでございます。

○斉藤斗志二委員 そうしますと、数日前の報道では、それがあつたような疑わしい状況だということと報道があつたわけですが、今の大臣の答弁では事実としてあつたんだということ、これは大変な問題だということを考えたわけでございます。その責任の重さということを考えたときに、しかるべき対応、処分等々が行われなければならないというふうに思っております。その点、法務省の方といたしましてはどのような対応を考えておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

○前田国務大臣 現在調査を継続中でございますが、その途中で、先ほど申し上げましたような一部行き過ぎがあつた事実ということは認めるに至って私もおりますので、調査をし、その改める指示とともに、当然処分等についても考えていかなければならないと考えております。

○斉藤斗志二委員 今司法界というのは、いろいろな事件が発生する中で、国民の目が大変厳しい状況にあって、私もみずから襟を正すということ、これを最優先になさなければならないというふうに思っています。ぜひ、私どもの法の鏡でありますところでございますので、一段の厳しい対応で、このような事態が起こらないように臨んでいただきたいというふうに思っています。関連して、次に、業者協会では、入管に提出する書類の事前点検、こういうような表現が使われているわけですが、事前点検を行っているという指摘がございます。同協会において事前点検を受けたものについて特別優遇扱いをされている

のではないかとという疑問がこの報道からもされるわけですが、この事前点検についてお答えいただきたいと思っております。

○塚田政府委員 御指摘いただきました団体は、公益法人ではなくて民間団体でございますけれども、私ども、外国人芸能人招聘業者の質的向上を図りたいと考えておりますので、この団体の目的が実現されるならば入管行政にとっても有益であろうと考え、これまでこの協会の求めに応じまして必要な助言等を行ってきたものと承知しております。また、事前点検を受け、申請書類に不備のないものにつきましては、審査期間が短時間で済む等の実態はございましたが、同協会は一民間任意団体でございますので、法的に特別の地位、権限を有しているものではありません。

ただ、いずれにいたしましても、この団体の性格や実績を重視し過ぎたということがございますので、今般報道されたような誤解や指摘を招いたのだと思っております。したがって、今後は他の団体等と全く同一に取り扱う所存でございます。

○斉藤斗志二委員 今御説明いただいたわけでありませうけれども、この入管事務というのは大変多くの膨大な量を扱わなければならないという背景があるかと思っております。したがって、それにスムーズに対応するためにいろいろな協力体制が必要なのではないか、その一環としてそのようなことが暗に行われてしまったというふうに思っております。この入管事務の合理化というものが法務省サイドからも積極的に取り組むことによつて、ピザ等々、サービスを受ける側がより楽になる、そのような点も講じていただきたい。予算措置が必要であれば、そのような前向きな建設的な対応もこれから検討していただきたいことをお願いいたしておきます。時間がなくなつてきたので、きょうの本題でありませう、通常マンション法と言われる問題について御質問させていただきます。今回の阪神・淡路大震災、大変多くの方が亡く

なられました。心からお悔やみ申し上げ、また数え切れないほどの方が被災をされたわけでありま
す。お見舞い申し上げ、一日も早い復興と復旧を
願っているところでございます。

その中の一環として、そのようなマンションに
お住まいの方が、壊れてしまった、そしてそれを
建て直すにはどうしたらいいか、それぞれの権利
を主張し合ったのではなかなかうまく前へ進まな
い、こういうような背景の中でこのようなマン
ションの関連する被災区分所有建物のこの法律が
準備されたわけでありま。

時間の関係で、まず第一点、この法律第一条に
おいて、この法律は「被災地の健全な復興に資す
ることを目的」とされておりますが、この法律がど
のように被災地の復旧に資するのか、また、被災
した区分所有建物、分譲マンションでありま、
この再建に資金面を含めてさまざまな問題がある
というふうに聞いております。この法律はその再
建にどういう形で役立つのか、国民にわかりやす
いように御答弁いただきたいと思いま。

○濱崎政府委員 お答え申し上げます。
この法律案は、大規模な災害によって区分所有
建物の全部が滅失した場合に、政令施行の日から
三年以内に敷地の共有者等が集会を開いて、この
法律で定めております議決権の五分の四以上とい
う多数決で建物の再建を実現することができると
いうことになっているわけでございます。これに
よって全壊した建物の再建を容易にして、司法の
面から被災地の健全な復興に寄与しようというも
のでございます。

御指摘いただきましたとおり、マンションの再
建に当たりましては、まだ残っている建物の撤去、
あるいは残っている抵当権等との調整、それから、
何よりもまず新しく建てるという資金の調達、そ
ういった非常に大きなさまざまな問題があるわけ
でございますが、この法律はこれらの問題のうち
の権利者間の権利関係の調整ということを目的と
した法律でございます。

ございますが、そういう支援策を得て再建をする
というためのいわば基礎を与えるものとして、全員
の同意が必要であるというところを緩和して、こ
の特別の多数決議決でその多数の関係者の意思調整
をすることができるといふことにしようとするも
のでございまして、いわばいろいろな施策を実施
していただくための基礎を与えるものである、そ
ういう意味で再建に寄与するものであるというふ
うに考えております。

○斎藤(斗)委員 そうしますと、一人でも反対者
があった場合物事が進まない、そういう事態は
避けなければならぬ、こういうようなものでこ
の新しい法律を用意したというふうに理解してよ
ろしいわけでございますね。

次に、今回の法律で、分譲マンションが全壊し
た場合、多数決で建物の再建をすることができ
ることとしておりますが、他方、これに反対する人々
の権利の保護という立場も重要視しなければなら
ないわけでございます。この観点から、この法律
ではどのような手当てがされておられるのか、その点
についてお答えいただきたいと思いま。

○濱崎政府委員 いわゆる分譲マンションが全壊
した場合には、一般的には法律上敷地の共有関係
になるわけでございますが、極めて重要な財産で
あります土地の所有権の問題でございますので、
御指摘のとおり、多数決によって再建するとい
う場合にも、これに反対する少数の人の権利の保護
ということにも十分な配慮が必要でございます。
そこで、この法律はそういった観点から、まず
もってこの多数決要件を五分の四という現行にあ
ります建てかえの場合と同じ非常に重い要件、い
わば圧倒的な多数の賛成があるという要件を要件
としております。

また、再建の決議に賛成する者から反対する者
に対する土地の共有持ち分等の売り渡し請求を認
めることとしておりますが、これは、反対する少
数者に自己の権利の適正な価格を確保することが
できるということ担保しようとするものでござ
います。

さらに、決議が乱用されることを防止す
る観点から、決議をしたにもかかわらずその日か
ら二年以内に再建の工事に着手しないというよう
なときには、一たん買い取られた者がまた改めて
その権利の買い戻しをしてもとの共有関係に戻る
ことができるといふ措置も講じております。

さらに、分割請求の制限におきましても、政令
施行の日から一カ月間の考慮期間を設けておりま
すし、また、再建の決議ができないという顕著な
事由があるときには分割請求ができるというよう
な規定も設けております。

このように、反対者の権利が不当に抑えられ
ることのないように十分な配慮をしているつもりで
ございます。
○斎藤(斗)委員 時間が参りました。終わります。
○金子委員長 佐々木秀典君。
○佐々木秀典委員 短時間でございまして、私
は法人破産、会社の最低資本金特例法に絞ってお
尋ねをしたいと存じます。

今度の震災に關しまして、法務省、さまざま
御配慮の上で今度の特別措置を考えられてこの法
案を提出された、その御努力に対して敬意を表し
たいと思いま。
まず第一条関係ですけれども、債務超過法人、
債務超過というのは法人にとつては破産原因にな
るわけですけれども、しかし、今度の債務超過に
なった原因が今回の震災によるものだということ
が明らかな法人については、自己破産の申し立て
だとかあるいは支払い不能のある場合を除いては
破産宣告を留保する決定をすることができるとい
うことで、法人の再建を期するといふ配慮をされ
たということだろうと思いま。

私は、これは大変適切な処置であろうと思
うのですが、そこでこの内容について、特に第一
条の三項で、裁判所が破産については決定をするわけ
ですけれども、裁判所は法人が支払い不能とな
ったときは破産宣告をしなければならないことにな
るわけですね。それからまた、破産の宣告を留保す
べき事情について変更があったとき、これは申し立

ただけではなくて職権でも留保決定を取り消すこ
とができるということになっては不服申し立てがで
きない点で大変厳しい処置になるわけですね。
そこで、債務超過、支払い不能も債務超過が前
提になるわけですけれども、特にこの破産の留保
についてこれが変更される、あるいはそれが認め
られないことになる支払い不能ですね、これはど
ういう場合に支払い不能となるのか、その判断の
基準といひますか、そういうものがあつたら具体
的にお示しいただきたいと思いま。

○濱崎政府委員 委員に對しましては釈迦に説法
かもしれませんが、破産原因でありますところの
支払い不能といひますのは、債務者が弁済能力が
欠乏しておりますために、今すぐに支払わなけれ
ばならない債務について、その債務全般にわたつ
て、しかも、今時点だけではなくて今後継続的に
弁済することができないという状態を言うわけで
ございま。

債務超過というのは、申し上げるまでもなく、
債務の額の総計が財産額の総計を上回るといふこ
とでございますが、債務超過の状況に陥っており
ましても、融資を受ける道があるとか、あるいは、
またこれから業務を継続しあるいは仕事を継続し
て、その得られる収入で支払っている見通しが
あるとか、そういう場合は、そういうことで弁済
していく能力があれば支払い不能とはならないと
いうことでございます。融資を受けたり、ある
いはこれからの収入で払っていくこともできな
い、そういう状況になった状態が支払い不能とい
う状態であるといふふうに考えております。

○佐々木秀典委員 そこで、債務超過の原因が、
今回の場合には、阪神・淡路大震災によるものな
んだという条件がなければならぬわけですね。
一方、これは後でお尋ねするわけですけれども、
会社の最低資本金の制限に関する特別措置、この
場合には、これは震災当時に震災地域内に登記さ
れた本店が所在している株式会社、有限会社に限
るわけですね。こつちの第一条の方の破産宣告の

猶予の対象となる法人でなければ、これは第二
条のような震災地域内ということではなくてもいい
わけですね。その点はどうか。

○濱崎政府委員 そのとおりでございます。本
店がどこにありましようとも、震災の被害によっ
て債務超過の状況になったということであれば適
用されるわけでございます。

○佐々木(秀)委員 そうすると、震災の被害によ
り債務超過になったということの因果関係、これ
ほどの程度の疎明で足りるのでしょうか。疎明の
方法なんかについては、何か基準なり、ございま
すか。疎明で足りるんですか。

○濱崎政府委員 これは、疎明という観念で扱っ
ておりませんで、破産手続は職権主義という世界
でございますので、この点についても証明という
ことになるわけでございますけれども、その証明
の程度はどの程度か、どの程度すればいいかとい
うことの問題でございます。

この関係につきましては、被災によって例えば
工場が壊れた、それによって債務超過の状況に
なっているわけでございますので、そういう被災
に遭ったということの証明があればあとはおのず
から推定されるということで、それほど難しい証
明が必要であるというふうには考えておりませ
ん。裁判所の方で適切に判断されるものと思っ
ております。

○佐々木(秀)委員 実際にはいろいろなケースが
ございますから、裁判所の判断によるんだらうと
思いますけれども、裁判所としても彈力的にその
辺は運用していただけるように、せつかくこれを
つくったんですから、配慮していただけるように
要望したいと思います。

時間がございせんから、今度は第二条の関係
ですけれども、これも平成二年の商法の改正で、
株式会社については資本金一千万、有限会社に
ついては三百万ということで手続をするようにとい
うことになっておられるわけですね。これが期限が明
年の三月末ですか、ところが、その手続ができて
いない会社について、これを平成九年の三月三十

一日まで延長するということになったのですね。
ただしこれは、先ほど申し上げたように、今度
の震災地域内に本店登記をしている会社に限ると
いうことになるわけですが、これは実務問
題、平成二年の法改正から今日まで、震災地域内
にある株式会社、有限会社で既にこういう組織変
更などをやった会社、達成した会社というのはど
のぐらになるのか、したがって未達成の会社数
はどのぐらになるのかを大体把握されています
か。

○濱崎政府委員 全国の株式会社、有限会社の総
数は三百万社を超える数がございます。その調
査はなかなか大変なのでございますけれども、実
態を申し上げますと、既に平成三年の四月一日か
ら施行されて現在まで、これまでのところはそれ
ほど多くの会社が適切に対応していただけている
という状況にはないわけでございます。

この猶予期間も間近に迫っているということか
ら、一年前になります。六年三月現在で調査し
てみましたところ、一年前のことでは五〇%
けれども、全国的に見まして、株式会社では五〇%
近くの会社がまだ一千万に達しておらず、有限
会社でも四〇%ぐらいの会社がまだ最低資本金を
達しておらずという実態がございます。ただ、
この会社の中には、いわば実際企業活動をしてい
ない、いわゆる休眠会社というのもある程度含ま
れていようかと思っております。

○佐々木(秀)委員 恐らく、そうすると、被災地
の会社についても同じようなことが言えるのでは
ないかと思うわけですね。
それで、本来ならばあと一年しかないわけです
から、それについても特例をしなければ、きちん
とした処置をしなければ解散とみなされてしま
うというふうな厳しい処置になってしまうわけ
ですね。そういうことで、ぜひその点について、一般
的な特例もされると同時に、今回のこの趣旨も徹
底される方法をぜひお考えいただきたいと思うの
ですが、その徹底させる方法などについて
のお考えがありますか。

○前田國務大臣 御指摘の改正の周知徹底でござ
います。ポスター、パンフレット等、法務局、
地方方法務局には配布いたしたりしておりますし、
先般も新聞のページ全面広告をやっていたござ
います。その中に、多少活字は小さくございま
したが、特例措置についても書かせていただいた
というふうなこともいたしております。特に特例措
置については、兵庫県あるいは大阪府を中心とし
た地元紙を特に周知徹底に利用させていただき
たいと考えております。

それから、いずれにいたしましても、一般には
来年の年度末でございまして、大量の駆け込み
が予想されるわけでございます。なるべくそう
いうことを避けたいということもございまして、
これから特に広報活動をやってまいりたいと思っ
ておるところでございます。また、加えますと、
大量駆け込みに対する対応というの、事務処理
能力の向上を今考えておるところでございます。

○佐々木(秀)委員 時間が参りましたので、ほか
の質問も用意しておりましたけれども、以上で終
わりたいと思っております。ありがとうございます。

○金子委員長 枝野幸男君。
○枝野委員 さきがけの枝野でございます。
私は、区分所有法関係で二、三の質問をさせて
いただきましたと思っております。

先ほど、全壊の場合の五分の四で足りるとい
う点につきましては、斉藤先生の方から御質問がござ
いました。区分所有法関係では、もう一点大き
なポイントがあるかと思っております。
それは、第四条に書かれました全壊した建物の
場合の敷地の分割請求を二年間停止するという条
項だと思っております。この停止することの意味とい
うのは、私も弁護士でございますから、弁護士とし
ての立場から考えればわかるのですが、なかなか
一般の国民の皆さんあるいは委員の皆さんにはわ
かりにくいと思っております。

分割請求を二年間とめることによってどうい
う意味があるのか。それからついでに、これが施
行の日から起算して一カ月を経過したところから

分割請求できないということになります。この
一カ月の意味、あわせて御説明をお願いしたいと
思います。

○濱崎政府委員 既に委員御案内のところござ
います。共有物、共有という所有関係に伴う基
本的権能として分割請求権が与えられておるわけ
でございます。共有状態でもうまいかないとき
にはいつ、だれでも分割の請求をして現物を分割
する、あるいは現物を分割できない場合には競売
をしてその代金を分配する、そういう権能が民法
上認められているわけでございます。

今回、特別の多数決議をもって再建をすること
ができることとしたわけでございます。この多
数決議をするまでは、すぐに決議ができるとい
うわけではございません。これだけ、五分の四
以上という多数意思を形成するために、いろいろ
それに至るまで、今ある敷地を前提としている
るな計画を立案し、その上でさまざまな協議を繰
り返して計画を立てていく、その上で決議をす
るということでございます。

そういう手続を設けたわけでございます。そ
れにもかかわらず、各自が自由に分割請求をする
ことができるということになります。せつかく
ある計画を立てておられます。分割した結果敷
地が狭くなってしまうというふうなことでまた計
画を練り直さなざるを得ない。そういうことになり
ますれば、せつかく用意した多数決議による再建
という手法も実際には使えなくなってしまう。ま
うおそれがある。そういうことで、今次の被災
の実情といったものを考慮しまして、やはり分割
請求権については圧倒的多数意思による再建の実
現ということの前に一歩譲歩してもらわなければ
ならない。この再建の決議に基づいて再建を容易
にするという観点から制限をしたわけ
でございます。

ただ、最初に申しましたように、共有という形
での所有権の持っている基本的権能、これを制限
するということでは、やはり法律が
施行されることになってから一定期間の周知期間

といったものが必要であろう。そういう基本的権能に対する制約ということに配慮いたしまして、一月月程度のいわゆる周知期間というものをご置くということにした次第でございます。

○枝野委員 その猶予期間も含めて大変よく配慮していただいた条項だと思いますが、これに関連してもう一点、ここでただし書きで分割請求ができる場合というのが二点書かれております。

このうち、「五分の一を超える議決権を有する敷地共有者等が分割の請求をする場合」、これについては今の御説明のとおり、五分の一が分割請求をするということは、逆に言えば五分の四の建てかえの決議ができないということでございますので、分割請求に基づいて分割していくということとよくわかるのですが、もう一つ、「その他再建の決議をすることができないと認められる顕著な事由がある場合」、これについては具体的にはどのような場合を想定されているのか、御説明をお願いいたします。

○濱崎政府委員 これは、三年間決議をすることができるといふことにあわせて、三年間は原則として分割請求を制限することにしたわけでございますが、三年間というのには相当長い期間でございます。したがって、どう考えても、だれが見てもその五分の四の多数の賛成が得られそうもないという状況にあるにもかかわらず、三年間はそういう基本的権能を抑えつけるということではいかがであろうかということから、今申しましたように、どう見ても再建の決議をすることができると認められるような、そういう顕著な事由がある場合にその適用除外をすることとしたものでございます。

具体的に言えば、一度再建の集会を開いたけれども、それが全然賛成者が足りない形で否決されたしまった、その反対者数とか議事の進行の状況だとか、あるいはあと残りの期間だとか、そういうものを考えてこれはもはやその可能性はほとんどない、極めて少ないと認められるような場合が考えられようかと思っております。

○枝野委員 ありがとうございます。

さて、今の四条の点も含めまして今回の区分所有法の特例措置というのは、私ども与党という立場からいろいろとこのマンションの建てかえ問題については勉強させてもらいましたし、また、法務省においてもいろいろと御検討いただいたというところを承知しております。そうした中で、現時点で考え得るマンション建てかえを何とか容易にするためのベストの案であろうというふうな理解をいたしております。

ただ、しかしながら、現在考え得るベストの法案をつくった、法律をつくった上であっても、なおかつ被災したマンションの建てかえ、特に五分の四建てかえのためにそろえるというのは現実問題として相当厳しいものがある。それから、五分の四で建てかえができたときであっても、残り五分の一反対者があれば買い取り等をしなければならぬ、その資金調達等の具体的な問題もあろうかと思っております。

現実にも動き出しますと、現地の方はとても再建というよりもまだ地震の傷跡をいやす段階だと思いますが、もう間もなくして実際に建てかえ等の問題が具体化してきたときには、現実問題として、なかなか難しい点が多々出てくるというのが現実ではなからうかというふうな思っております。

そして、これは銀行の救済問題なんかと同じで、余り大きな声で言うこと自体が実は問題なので難しいのですが、ここでマンションの建てかえがスムーズにいくのかいかにいかにかということ、全国のマンション価格、マンションの供給と需要の関係、こういったものとの兼ね合いで、もしこれが神戸で壊れてしまったマンションの建てかえはなかなかうまくいかないのだというふうな空気が広く伝わってしまっていますと、恐らくマンションの価格等に対して悪い影響が出てきて、ひいては現在の日本の経済、ある意味ではマンションの販売とかが引つ張っているところがございます。悪い影響を与えかねないというふうな大変な慮をいたしております。

恐らくこれから出てくる現実の問題、特に五分の四を集めていく過程での組合員の、共有者の皆さんの会議等の中でさまざまな問題が出てきて、何とか行政あるいは法律の方で対応ができないかという問題がたくさん出てきて、それにいかに政治が行政が対応していくかということがこれから問われていくのだからというふうな思っております。

現時点で、具体的にどんなことが対応として必要になるのか、それがわかれば、逆に言えば今対応できるわけですから、そこが問題だと思います。例えば弁護士会等が、恐らく弁護士さんなどが入って五分の四集まるか集まらないかというようなことをなさるのでしよう。あるいは、場合によっては裁判所等が絡んでくるということもあるのかもしれない。さらには、独自に法務省としてそうしたマンションの建てかえについての状況について積極的に情報を集めていって、どこが問題点なのかということも調査していただく必要もあろうかと思っております。さらには、そこで出てきた話によつては法律の改正が必要な場合もあるかもしれませんし、逆に例えば住宅金融公庫等、これは建設省になりますか、他省庁に積極的な動きを法務省として求めていくというふうな動きも必要になるかもしれない。

いずれにしても、このマンション建てかえ問題についてきちんと窓口として対応し得る役所というのは、これは法務省ということにならうかと思っております。法務省の性格としてなかなか、中長期的な経済問題とも絡んでくる話、なかなかふだんはおありじゃないかもしれないが、そうした意味ではふだんの法務省のスタンスとは別に、今回は相当積極的な形で今後の成り行きを調査していただかなければならないというふうなことを考へております。そのあたりの点について、法務大臣の御見解を伺わせていただければと思います。

○前田国務大臣 この御審議いただいております法律で、とりあえずは基本的な権利関係というものが確定するという効果を生み、新たな再建に向けていけば一歩前進するわけでございますが、先生御指摘のとおり、この法律だけでマンションが容易に再建されるというわけではございませんで、融資等、あるいは住宅公団等、あるいは少し大げさに言えば建設省等々の協力が必要でございます。

かつまた、その前提としてこの法律を含めて弁護士を初めとした関係の各位の皆様によく周知徹底ということもこれまで大事でございますし、特に、市街地再開発事業との絡みでございますとか、非常に複雑な問題を絡めている上に、マンションそのものの、これからだんだん、老朽化をしていくマンションもございまして、権利関係が極めて複雑でございますが、法務省としては、一日も早く復興をしていただくという観点からも全面的に協力をしたい、かように考えておるところでございます。

○枝野委員 前田法務大臣初め、法務省の皆様方の御尽力をお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○金子委員長 富田茂之君。

○富田委員 新進党の富田でございます。よろしくお願いたします。

まず、阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案について、何点か御質問させていただきます。破産宣告に関する特例につきましては、債務超過法人の救済を図っているわけですが、実際問題として、債務超過の事実を証明する資料を債権者が入手するというのはほとんど不可能ではないか。私も弁護士時代に債権者破産の相談を受けたことがありますが、債務超過を理由にということとはほとんどありませんでした。現実には、債務超過法人に対して、それだけの事実で債権者側から破産申し立てをしている事例というのはまれではないかと思っております。最高裁の方に、債権者による破産申し立ての中で、債務超過と支払い不能を、その理由ごとに統

計をとっているのかとお尋ねしたんですが、そういう統計は出してないということでしたので、どの程度、債務超過を理由として申し立てがされた場合、救済しているこの法案が施行された場合に、実際救済できる企業というのは本当に出てくるのかどうか。

先ほど佐々木先生の方から、支払い不能と債務超過はどう違うんだ、メルクマールはどうなんだという御質問がございまして、民事局長の方から、現時点また将来的にもう支払いができないんだというのが支払い不能だ、現時点では債務の方が多けれども、融資を受けたりそういうことによって何とか立ち直りができるような場合が債務超過だというお話がございましたけれども、この法案では、裁判所、裁判官が最終的には判断するようになっていっていると思っております。

そのあたり、現在の神戸の方の事情としては、銀行の方の扱いなのかもしれませんが、地震が原因で不渡りになった場合に、その旨記載して、銀行の方でお互い返還の手続をしているということ、不渡り処分等の報告書とか、取引停止の報告書に載せないような配慮を今現実にはしているということなんですが、そういう事実も裁判所の方では判断されて、この場合は債務超過の範囲に入っているんだというようにこの法案といたしましては、そもそも予想をされているんでしょうか。そのあたりはどういうふうにお考えになっていられるでしょうか。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、一般に債権者からの破産申し立てが債務超過を理由としてされるということ、それはほとんど多くないであろうと私も推測しております。

したがって、今次の立法をしなければいけません債務超過を理由とする破産の申し立てがされるというところは考えておられませんけれども、しかしながら、そういうことも、場合によっては申し立てがされる場合もあるであろうし、そういう状態であれば、やはりそういう状態に至っている会社にとりましては、安んじて復旧に専念することができ

きない、場合によっては破産の申し立てがいわば濫用的に使われて、それをおとしにして特定の優位な地位を確保しようとする、そういう破産の申し立てもあるように聞いております。

そういうことで、こういう手当てをすることによって安んじて企業の立て直しに力を注いでいただけるのではないかと、そういうことを期待してこの立法をしたわけでございます。

それから、支払い不能の判断の問題でございませけれども、今委員御指摘のように、手形交換所の取り扱い、非常に柔軟な取り扱いがされておるといふことは私も聞いておりますし、また、中小企業に対する融資の面でもいろいろな施策が講じられておるわけでございます。そういういろいろな支援を受けることによって、当面債務の弁済はしていけるという状態にあるということであれば、当然、これは支払い不能の状態には至っていないという判断がされることになるだろうというふうにお考えしております。

○富田委員 次に、最低資本金制度に関する経過措置の特例についてお尋ねしますが、この法案の対象企業が「大阪府及び兵庫県」の区域内に登記された本店が所在していた株式会社及び有限会社」とされておりました、震災の影響を受けない企業までが救済措置の対象になってしまうというふうな思われるんですが、これは他の地域の企業との公平を失うことになりませんか。その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、この範囲といえましたし、大阪府、兵庫県ということ、かなり広い区域をとっております。したがって、個々の会社ごとを考えてみますと、たまたまその地域に本店があったというだけで一年間猶予されるという恩恵を受けるということになる、それが不公平という見方をされる懸念もあろうかと思っております。

ものでございまして、猶予期間が満了しても最低資本金基準を満たすあるいは組織変更等の措置を講じない会社は解散したものとみなすという一律の取り扱いをする問題でございまして、同じ区域内にある会社の間で最低資本金の基準が異なっておる、あるいは解散とみなされる時期が異なっておるといふことになりまして、これはまた取引先等の関係でもむしろ混乱を生ずるおそれがあるのではないかと、そういう債権者の利益を害するおそれもあるのではないかと、こういう点を考慮いたしまして、これはやはりある区域内に本店があるということに仕切らせていただくほかはない、その際にある程度地域は幅広にとらせていただいた、そういうことで、これはそういう形で一律の取り扱いをさせていただくほかはないということ、御了解いただきたいと思っております。

○富田委員 あと、本来、平成八年三月三十一日までだった最低資本金に関する猶予期間を平成九年三月三十一日まで一年間延長するというふうな法案ではなっているんですが、今回の震災で、企業の存立基盤すら揺らいでいるような中小企業が本当に多いと思うんです。こういう企業が一年間だけ延長していただいて、あと二年、約二年ということになりますけれども、その二年で本当に資本金の上積みが可能なんだろうかと。

そもそも最低資本金制度の改正があったのは平成二年だと思っておりますが、この商法改正の際に五年間の猶予期間を設けたという趣旨は、そのぐらゐの期間があれば、一千万、三百万に至っていない企業でも、一生懸命努力して、上積みしてもらえらうというふうなことで設けられた猶予期間だと思っております。

そうしますと、今回の震災で、もう全く何もなくなってしまうような企業が、あと二年でそこまで到達できるのかなという、ちょっと不安もあるんじゃないかなと思うんです。この一年猶予を設けたというは大変いいことだと思っておりますが、この一年で本当に大丈夫なんだろうかとこの点が一点。

あと、この猶予期間中に資本金の上積みができなかった場合に、解散の方向に、法務大臣の方で解散の公告をされて、解散の手続がとられていくわけですが、その運用面について、この阪神地域の企業に関して何か現時点で考えられていることがあるかどうか、その点お聞かせ願いたいと思っております。

○濱崎政府委員 今回この地域に本店のある社につきまして猶予期限を猶予することいたしました趣旨は、これは、そういう被災地を営業の本拠地とする会社にとっては、当面は営業活動の正常化ということに力を注いでいただかなきゃならぬ状況にあつて、最低資本金を達成するための方法、新株発行によるのか、利益や準備金の組み入れによるのか、その方法、あるいは組織変更するという道を選ぶのか、そういう判断をする、その判断に基づいて必要な株主総会等の法定の手続をとる、そういう余裕がないだろうということから猶予期間を延長するということにはしたわけでございます。

それはあと二年でございまして、その間に増資ができる状態にされる会社もあるでしょうし、そうでない会社もあられるだろうと思っておりますが、それは組織変更の措置も講じられておるところでございまして、そういう手続をとっていただく時間ということであれば十分ではないだろうかということ、この立案をさせていただいたわけでございます。

それから、運用の問題でございまして、これは先ほど申し上げましたように、その一年猶予した分については大阪、神戸の会社ということでございますが、大阪、神戸だけでも二十数万の会社がある、そういう会社について一律に適用せざるを得ないものでございまして、個別の会社ごとに運用を異にするということはなかなか困難であろうというふうにお考えしております。

とによって会社を続けていくことができるという措置も講じられているところでございます。

○富田委員 ちよつとこの関係で大蔵省にお尋ねいたしますが、最低資本金の経過措置の特例を受けて、最低資本金を満たすまでの利益の資本組み入れに係るみなし配当の非課税措置とか、増資登記等に係る登録免許税の軽減措置がとられておりましたが、この適用期限も、この法案が成立することによって一年間の延長措置はとられる予定なのではないでしょうか。

○竹内説明員 お答えいたします。

今回の阪神・淡路大震災による被害が、広範な地域にわたり、同時かつ大量、集中的に発生したこと等を踏まえまして、私どももいたしましては、臨時異例の、かつ税制上の対応として、できる限りの措置を講ずるといふ考えのもとに、御指摘の内容も踏まえまして、そうした内容を含んだ法案を検討しているところでございます。

具体的には、今先生御指摘の、商法の関連の法律が一年延長されるということを受けてまして、最低資本金を満たすまでの利益の資本組み入れに係るみなし配当の所得税の非課税措置及び増資登記に係る登録免許税の軽減措置につきまして、その適用期限を平成九年三月三十一日まで一年間延長しようとするものでございます。

こうした措置を盛り込んだ関連法案でございますが、今国会にできる限り早急に提出するよう、現在、準備作業を進めているところでございます。

○富田委員 それでは、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案について何点かお尋ねいたします。

先ほども枝野委員の方から、五分の四の同意取りつけというのはいかなり難しいのじゃないかという御質問がございました。本来の建物の建てかえの方も五分の四でできるといふような規定に、全部滅失の場合でもできる限り建てかえがしやすいようにということで、その五分の四の数字というのが出てきたのだと思うのですけれども、そもそも、本来の建物建てかえの方の五分の四の数字で

さえちよつと厳しいのではないかと、もう少し建てかえを容易にしてほしいというような要求があったと思います。

今回、特にこういう震災の中で、その五分の四の同意を取りつけるのはほとんど不可能なのではないかと。この五分の四、本来、全部同意から五分の四の同意まで、五分の四以上の同意ということまでこの法案でされるわけですから、それである程度容易になるといふふうに思いますし、先ほどの局長の御答弁で、いろいろな施策の基礎を与える法案なんだというお話でしたので、ああなるほど、確かにそのとおりだということふうにも思うのですけれども、本当にその五分の四がこういう時点で合理性があるのかどうか。

建物のこういう倒壊状況で、建てかえていかなければいけないという社会的要請と、個人の財産権を保障しなければならぬ、個人の財産権調整という機能でその五分の四という数字が出てきたとは思ふのですけれども、今この状況で、その五分の四が、これまでの老朽建物の建てかえの際の状況と同じような状況下にあるのかというふうな素朴な疑問を持っているのですが、その点については法務省の方はどのようにお考えなのではないでしょうか。

○濱崎政府委員 御案内のとおり、現行区分所有法の五分の四の多数決による建てかえという制度は、昭和五十八年の区分所有法の改正で、それまでは全員の合意がなければどうにもならなかったものをそういうことにしたわけでございます。

そのときは、私どもの内部、あるいは法制審議会の審議、あるいは国会の議論でも五分の四というのはいささか過ぎるという御意見もございましたし、他方、五分の四でも、まだもう少し高いハードルにすべきだという御意見もございました。そういうことの中で、実現可能性のある数字で、かつ反対する少数者の権利の保護という観点から、五分の四という多数決要件になったわけでございます。

今回の法案もこれをいわば参考にしていただければ

でございますが、御指摘のとおり、現在の建てかえについても、それから新しく立法する特別法についても五分の四では厳し過ぎるからもう少し緩和すべきではないかという意見もございました。しかしながら、やはりこれは私権の相互間の調整の問題でございますので、どうしても少数者の権利ということを考えなければなりません。

それからまた、建てかえにしろあるいは全壊した場合の再建にしろ、やはりこれは非常に大きな費用を要するものでございまして、例えばこれを大幅に緩和して、過半数というようにすることにして、たくさん反対者がいるという状況の中で果たしてそれが実現できるかということを考えますと、資金面から考えましても、またそれから反対者が多ければそれだけ紛争が大きくなるというようなことを考えましても、やはり実際問題としてある程度の圧倒的多数の賛成者があるという状況でなければ難しいのではないかとすることも考えましまして、五分の四という基準を維持させていただいたわけでございます。

確かに、その五分の四の賛成者を形成するまではなかなか大変な御苦労があらうと思っております。区分所有者で大変御苦労をいただく必要があると思っておりますし、建てかえ、再建という大事業につきましましては、やはり専門の業者、専門家というものの助言といったようなこともどうしても必要になつてこようと思っております。建設省の方でもいろいろ、公団、公社等の積極的参加というようにも検討されているように伺っております。そういう専門業者、専門家の力添えもいただいで、その合意形成に御尽力をいただくということを期待している次第でございます。

○富田委員 今の御答弁の中にもありましたけれども、この法案が成立しても、実際に再建するに当たってはやはり資金問題がすく関門として立ちあはだかと思うのです。質問に当たって、法務省や建設省の方にこれまでのマンシヨンの建てかえ事例をどのぐらい把握されているのかお伺いしたのですが、具体的な数字は承知していません

ということ、やはり建てかえの事例までいったとこののがなかなかないのじゃないかと思っております。

私の弁護士先輩で、まだ司法試験に受かる前からマンシヨンの協同組合の理事長をやられておりまして、これは絶対建てかえが必要だということ、かなり建てかえ資金の積み立てに積極的な方がいらつしやいまして、弁護士になられて十年ぐらいたって、建てかえというときに、かなり強力的に指導力を発揮して、積み立てていた資金が相当になったのでできたという事例を教えていただいたことがあります。そういう場合か、あるいは建てかえに当たって容積をふやして、そのふえた分を分譲してそれを資金に充当するというようなことでもない限りは、建てかえというのは現実問題としてちよつと難しいのじゃないかと思っております。

そこで、この震災地域に関して、建ぺい率とか容積率の見直し等がないと、実際にこの同意が得られない、資金的なところでとんざしてしまふんじゃないかと思われるのですが、建設省の方では、こういう法案ができるということに当たって、建ぺい率や容積率の見直し等は検討されてこられたのでしょうか、その点をお聞かせいただきたい。

○岡本説明員 建築基準法におきましては、例えば敷地の中に公開空地を設けますような、それとも市街地環境の整備改善に資するプロジェクトに對しまして、容積率等を緩和する総合設計制度という制度を設けてございます。

具体的に申しますと、住宅の部分が全体の四分の一以上、こういったようなプロジェクトにつきまして、通常の容積率に對しまして一・七五倍、三〇〇%増し、これを限度としまして、公開空地の面積に應じて割り増しをする、こういった内容になってございます。それから、防火地域内の耐火建築物、大区分譲マンシヨンは耐火建築物に該当しますが、こういう場合の建ぺい率につきましては、最高二割緩和するというような制度がございまして、

御指摘のように、土地利用につきましては、その有効利用を図るといふことは大変重要であると考えておられます。こうした観点から、先ほど申し上げましたような特例措置を的確かつ積極的に運用するように今後関係地方公共団体を指導してまいりたいと考えております。

○富田委員 ありがとうございます。

この二法案とは離れるのですが、実は二月の末に日本司法書士会連合会の方から何点かにわたり陳情を受けまして、この大震災に当たって、司法書士さんの専門的な立場からこういう点を検討してもらえないかという陳情がございました。その点につきまして何点か御質問させていただきます。

陳情の中で一番問題にされていたのが、登記済証の再発行制度というものを何とか考えてもらえないだろうかという点でございました。震災で倒壊したり焼失してしまった家屋が相当数に上るわけですが、その被災者の方たちは家財道具と一緒に登記済証、いわゆる権利証をなくしてしまつた。

この権利証は、有価証券のように権利を化体するものではありませんから、登記を受けたという事実を証明するだけのものですから、なくしても実際に所有権を失うとかそういうことはないといふのはわかっているのですけれども、実際に被災に遭われた方々の立場に立つと、そういうわけにはいかない。司法書士さんやあるいは弁護士さんが被災地で相談に当たって、いや、大丈夫ですよと幾ら説明してもなかなか一般の方は納得されな

い。自分の土地、自分のものの権利証なんだから何でも一回もらえないんだ、そんなプロの説明を聞いてもなかなか納得できないんだというふうな思いがかなりあるようでありまして。

また、ダブルローンになるけれども、建物をもう一回建て直そうというときに、権利証を見せてくださいと言われたときにどうすればいいんだというふうな素朴な質問もあるようであります。

司法書士会の方でも、法務省さんの方と何度か

打ち合わせをされたようですが、保証書の制度があるんだから、その制度に乗っていただきたいというふうな回答だった。権利の設定や移転が必要になった場合には、権利証がなくても法務局に登記したところのある成人二名が保証人としてその物件の所有者であることを証明すれば権利の設定、移転が可能になるわけですね。

法の改正があつて、本来は、もともとと同じ法務局の管轄内に登記されている方二名だったのが、全国どこでもよくなったということで、この保証書の制度は利用しやすくなったかと思つて、この利用しやすくなったのがなかなか一般に知られていないみたいでして、今回の報道を見ますと、まだ同じ法務局内に二人の保証人を見つけてこなければならぬんだというふうな、ほとんどそういうふうな記事になっております。法務省さんの方に具体的に尋ねていないんだと思つて、何が、何かを見て書かれたのかと思つて、すけれども、一般の人が見たら、その中でまた探さなければならぬということになると、皆さん被災されておられますので、これは本当に大変だと思つて、実際にこれまで保証書での権利の移転というのを私も弁護士時代に何度かやりましたけれども、保証人さんを探るのが本当に大変なんです。何でそんなのになるのかという説明をすることも大変ですし、なつていただけの方がいても、実際にたいてやってくれないとか、何らかの金銭が必要になつてしまつたというふうな実情もあるようでありまして、本当に保証人を見つけるのが難しい。

そういうことを考えますと、今回、神戸地域というところで被災地域は限定されているわけですが、大震災によって登記済証がなくなつてしまつたんだという、原因もはっきりしているわけですから、特例として登記済証の再交付の制度を何とか設けられないのかな。再交付すると権利証が二重に転々流通する可能性があるというところで、もうなる権利の保全がなくなるといふ心配もありませんけれども、登記簿に今回の震災によって再交付したんだというふうな記載をするとか、二

重の転々流通の部分に関しては防止措置がとれるんじゃないかと思つてますが、その点について法務省の方はどのようにお考えでしょうか。

○濱崎政府委員 委員既に内容を御案内で、今の話の中で尽きていると思つてわけですが、登記済証を再発行するということになりまして、どうしても災害でなくされたということを確認する手続、あるいはもう既に交付済みの登記済証を失効させるための手続、そのために重い手続を考えるとすれば、民事訴訟法による除権判決の手続に似たような手続を設けなければならぬかというふうな複雑な問題がございまして、今御説明ございまして現行の保証書制度と比べてかえつて当事者に負担を負わせることになるのではないかと。そういうことでもございまして、現在のところ、これも御説明してまいりましたとおり、保証書制度の適正な運用ということをやつていく方がよろしいのではないかとこの点について考えているところで

す。

ただ、今委員から御指摘がありましたような当事者の安心という面、ごもつともなところがあるように思つておられます。この点につきましては、これまでも司法書士会あるいは法務局での相談で制度の趣旨を登記をした人にわかつてもらつたような努力をしてきたつもりでございまして、御指摘をいただいたいて、改めてその点、特に登記した者の権利は登記簿自体によって公証されているんだということ、それから保証人は、その登記所に登記した者でなくとも、どこでも登記したことがある人であればいいというふうなこと、そういったことをそういう方々に十分理解していただくための広報活動ということについては、一層努めていかなければならぬなというふうな思つております。

○富田委員 そのような広報活動は一生懸命していただきたいと思いますので、本末、保証書の制度自体にもかなり問題があるんじゃないかなと思つております。

実際に訴訟を担当したこともあるのですが、保

証書を悪用して当事者本人が知らないうちに権利の移転とか、そういうこともできる、やろうと思えばできなくもない。保証人が二名、本人であることを間違いないという証明書を出して、本人確認のしがきも参りますね、その本人確認のしがきを盗用したりして実際に権利の移転がされたというふうな事件を担当したこともございまして。

そういうことから考えると、その保証書の制度が本人の権利保全にとつてパーフェクトなんだというふうにはとても思えませんので、そういう点も考慮していただいて、再交付制度について今後の検討課題にしたいだけではないと思つて、引き続きまして、滅失登記の点について、我が党の冬柴理事の方から、二月七日の当委員会、職権発動をもう少し積極的にされたらどうかというふうな御質問がありまして、民事局長の方からも今一生懸命調査しているというふうな御回答がされておりました。この点について、一月月ぐらいたつたわけですが、滅失登記の積極的な職権発動ということがどの程度今検討課題となつて、どのぐらいの調査が進んでいるのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思つておられます。

○濱崎政府委員 今回の震災による滅失登記につきましては、冬柴委員の御質問に対しても御答弁したとおりでございまして、できるだけ被災者の負担が軽くなる方法について検討しているところでございまして。

その中で中心になりますのは、今御指摘のありました職権で滅失の登記をするということでございます。ただ、職権で滅失の登記をするということになりますと、これはやはり外形的に滅失状態が明確であること、それから、その建物の特定と

いうことについて全く問題がないというふうなことで、そういうことを考えなければなりませんので、今回の震災によって滅失したと認められるすべての建物についてということとはなかなか難しいのではないかと。現在、なお引き続き調査中ということになりますけれども、滅失した建物の分布状況、どうい

うふうに分布しているか、とりわけ、職権でやれる範囲を見きわめるといふ観点から、区画全域にわたって建物が滅失している地域、その地域の分布、それからその区画の範囲、そういったことの把握に現在努めているところでございます。

今後、さらに関係市町村の調査状況や所有者などの意向も踏まえて、関係機関とも協議して、できるだけ負担を軽減される方向で考えてまいりたいと思っております。職権でできない分につきましては、運用の中においてできるだけ当事者の負担が軽く済むような方法をあわせて考えていきたいというふうにも思っております。

○富田委員 よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

大蔵省にもう一点、ちよつとお尋ねしたいのですが、これも司法書士会からの強い要望があったのですが、罹災証明を添付する被災関連の不動産登記あるいは会社登記の登録免許税を減免してもらいたいというふうな御要請がありました。会社関係の登記とか全部減免してくれというふうな申し出があったのですが、私も新進党の方で検討しても、建物新築に伴う所有権保存登記や新築に伴って融資してもらった際の抵当権設定登記については、やはり今回の震災がなければもともとこういうことはなかったわけですから、この登録免許税をそのまま取るということになりますと、何か国の方が焼け太りみたいな、震災でもうけてしまふみたいな、庶民から見るとそういう思いがすると思ひます。この点について、先ほども御説明いただいた法案の中で準備されているというふうな聞いています。この点はどうなっているのでしょうか。

○竹内説明員 先ほども御説明申し上げましたように、今回の震災対策といたしましては、税制上としてできる限りの措置を講ずるといふことを考へておりました。今先生からお話ございました、阪神・淡路大震災により自己の所有する建物に被害を受けた者が、新築または取得する建物の所有権の保存または移転の登記、及びその建物の新築

または取得のための資金の貸し付けに係る債権を担保するために受ける当該建物を目的とする抵当権の設定登記につきましては、一定の要件のもとで免税措置を講ずることという考へてございまして、今国会にできるだけ早急に法案を提出できるように、先ほどの経過措置の一年延長同様現在作業を進めているところでございます。

○富田委員 よろしくおねがひいたします。最後に、紛争処理機関のことについてちよつとお尋ねいたします。

報道によりますと、政府は、阪神・淡路大震災の復旧、復興が進むにつれ増大することが予想される法律紛争の解決を図るため、公的な紛争処理機関を設置して、まず一点目として、法律・行政相談を通じて紛争が生じそうな地域と問題を把握する、二点目として、特別立法などに関する被災者への説明や相談窓口業務を行う、三点目として、規模の小さな紛争などについては処理機関で判断を下すなどを検討しているというふうな報道がございました。この点、こういう事実があるのでしょうか。

○前田国務大臣 御指摘の新聞報道でございますが、政府あるいは法務省の発表に基づくものではないと思っております。いささかちよつと、記事自体についてどういふことか出たのかなという率直な感じを持っておりますが、いずれにいたしましても、これから被災地の皆さんの権利関係の保全を図り、かつ、紛争のできるだけ未然防止、利害調整、これらのためにはいろいろな工夫を図っていかねばならぬ、こう思っております。そういう工夫は我々も常に頭で考へなければいけないと思っております。

強い申し上げれば、法務省関係では法曹三者震災対策連絡協議会を設けておりました。裁判所、弁護士会ともいろいろ意見交換の場を持ち、また手早な、適切な処理をしていこうというところで連絡を合せて対応しております。現在建設大臣にも実はお願ひをいたしてございまして、昨今の法律相談等におきましても弁護士

の先生だけでもう対応できる状況にない、市街地再開発の問題それから建築基準法でございますか、先ほど御質疑がございましたが、税務の関係でございますが、非常に多岐にわたっております。とりあえず私どもも、建設省の関係の皆さんと弁護士会、司法書士会などの皆さんにお集まりいただいて説明会を開くとか等々、今企画をいたしておりますのでございます。

○富田委員 今大臣から御説明いただきましたけれども、大臣が積極的に動かれて、法曹三者で震災対策連絡協議会を設けられて今稼働を始めているというのは何っております。なかなか素早い動きだったなというふうな印象も私も評値したいと思っております。今建築の専門家とか税務の専門家等もその相談の対象に入りたいというお話でしたけれども、司法書士さんの方からも、自分たちは登記の実務の専門家なので、全部どんなふうにも対応しますというふうなお話もございました。司法書士会の協力も得ていただいで、被害者の相談に当たっていただきたいと思ひます。

一昨日、新進党の震災対策基本政策検討プロジェクトで神戸の方に行つてまいりました。復旧から復興に向けて今どういふふうにしていくかということ、県や市は本當に悩んでおられました。国からのバックアップが欲しいということと盛んにおっしゃっておりますので、法務省の方でも相談窓口を設ける際に当たって、いろいろな各機関に大臣の方からも御配慮いただきたいと思ひます。大阪の方の新聞を見ましたら、法律相談なんか全部今電話相談なんです。新聞に、ここにかければこういうことがわかりますということ、かなり細かい広報はされておりましたけれども、最初電話で済んでも、次は直接弁護士や税理士や建築士さんから聞きたいというふうなことから被災者の方たちもなつていくと思ひますので、そのあたりについて法務省の方でもできる限りの御配慮をいただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○金子委員長 倉田栄喜君。○倉田委員 新進党の倉田でございます。私は、まず破産宣告等の特例の法案について何点かお伺いをさせていただきます。と存じます。

まず最初に、もう既に法務大臣からお答えがありましたけれども、いわゆる今回の震災によって被害を受けられた、会社の再建について大変な御苦勞をなさつておられる会社、事業主体の方々について、法務省としてもできる限りの対応をすることではない。一番問題になっているのは、資金の手当てであり、あるいは仕事の確保であり、雇用をどうしていくか。大変困難な状況の中におられるんだらうと思ひます。そういうところも各省と連携をとり合つていただいで、ぜひとも積極的に対応していただきたい。

また、そういう意味で、今回の法案も、法務省として過去の例に倣いながら早急につくられたことは大変いいことだと私も思っております。何点か、この法案の適用に当たつていろいろ問題も出てくることもあるかもしれませんので、その観点から質問をさせていただきます。

まず、先ほども既に出たまいりましたけれども、破産申立て原因としての債務超過、利害関係人としての債権者が申立てをするということ、現状、なかなかそんなにあり得ることではないと思ひます。

それは、債権者の側としては、債務超過、それは貸借対照表等、そういう資料をなかなか入手することは困難であつて、その会社が果たして債務超過なんだからというところがわからない。一方で、本當に債務超過で支払い不能という状況になつてしまふと、破産管財人をつくるか、そういう手続費用、予納金さえもなくなつてしまふ。そういうおそれをおもひながら債権者がいかに利害関係人として破産の申立てをするか、これは、やはりそれなりに、例えば、単にその債権の回収を目的とするにとどまらず、会社の経営や、任務懈怠とか、そういうことに何か落ち度や

不正があったのではないのか、あるいは財産の隠匿や一部の債権者に対する一部優先弁済が行われているのではないのか、そういうことを破産管財人の調査を通じてやはり明らかにしなければならぬ、そういうことで利害関係人としての債権者のいわゆる破産の申し立て制度というのがあるんだと思うのです、いわゆる整理的な部分として。

今回これが凍結をされるという状況になるのですが、この法案をつくるに当たって、この部分の債権者の視点というのはどういうふうに対応されておられるのか、この点をまずお伺いをしたいと思います。

○濱崎政府委員 今申されました、債権者の側からする債務超過を理由とする破産の申し立ての視点という御指摘、まことにもつともであろうと思えます。そういう点もあるわけでございますけれども、他方、今次被災によって一時的に債務超過の状態に至ったという状態でどういう申し立てがされるということになりますと、裁判所としては、債務超過と認めれば、事情のいかんにかかわらず破産宣告をせざるを得ない、しなければならぬということになるわけでございますので、それはやはり、そういう債権者の立場と、それから今回被災によって債務超過に陥った法人の立ち直りの機会を確保することとの均衡上ということを考えて、これは後者の方を今回の震災の実態にかんがみて優先すべきであるという判断で、このような立案をさせていただいたわけであります。

なお、今御指摘のありました、債務者たる会社の取締役等がいろいろ債権者の利益を害する観点からの不正、不当な行為をやっているというような問題についての御指摘がございましたけれども、今回設けました法案は、破産の申し立てを却下してしまうわけではございませんで、宣告を猶予するという状態で事件を置いておくということでございます。したがって、財産の散逸のおそれが非常に著しいといったような悪質な事案に

対しましては、破産宣告前の保全処分、これは発動できないわけではございませんので、そういう特別に悪質な事案に対してはそういうことにより対応することも可能であるというふうにご考えております。

○倉田委員 私は、債権者による破産の申し立てというのが、今言った本来債権者が必要とする場合といふのは、そんなに実際上は、確かに例も無い、そんなに多くはないだろうと思っております。実際には、債権者による破産の申し立てが、いわゆる再建をしようとする会社を困惑させる目的で、あるいはその一部に、自分のところが有利に債権回収を図る目的で、債権者による申し立てがいわゆる不正に、不当に使われているケースも多々あるだろうと思っております。

そういう意味では、今回の大震災に関する事業再建をできるだけ手助けをするという意味で、この措置をとられることは評価すべきことなんだろうと思っております。一方で、法の視点からいけば、そういう必要がある債権者の視点もあり得るわけでしょうから、ぜひその点も御判断の中に入れていただけたら、こう思います。

そこで、これは既に質問も出ておりますが、もう一度確認の意味で、今回の法案は、「阪神・淡路大震災による被害により」債務超過に陥った法人、この「被害により」の解釈は、既に出ておりました質問の中で、法人の所在地が被災地域内でもなくとも、例えば北海道に本社があり、あるいは熊本に本社があったとしても、いわゆる因果関係の問題ですけれども、阪神大震災の関連によって債務超過に陥った場合も、これは解釈として当てはまるんだらうと思っております。

例えば、今回の被災地、ケミカルシューズをたくさんつくってあって、それが実際つくれなくなりました。そこから品物を熊本のお店が仕入れていて、広く販売をしていたんだけど、その品物が入ってこなくなると、仕事ができなくなると債務超過に至った、これも阪神・淡路大震災による。この「より」という因果関係の解釈の問題だ

らうと思うのですが、確認の意味でもう一度お伺いをさせていただきます。それも、北海道であろうと熊本であろうと、「より」という解釈の範囲の中であるというふうにご理解をしてもよろしいわけですか。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、今回の法案は、いわば震災被害によって債務超過になったということでございますので、震災被害と債務超過に陥ったこととの相当因果関係の問題でございます。したがって、その相当因果関係があるかどうかということ、個々の事案ごとに裁判所が判断される問題でございます。

御指摘がございましたように、どこに本店があるかということも関係がないことではございません。例えば、事務所や工場、あるいは倉庫が震災によって損傷を受けて資産が減少したという場合も入るわけでございます。あるいは取引関連会社が倒産をして、それに対する債権の回収が不可能になったというようなことによつて債務超過になった場合も含むわけでございます。

ケミカルシューズの例がございましたけれども、これは具体的に相当因果関係の範囲内かどうか、それは個別の事案によつて変わってくるかと思っております。そういう相当因果関係の判断の問題でございます。

○倉田委員 今お答えいただきましたように、この被災地の会社も支払い不能で倒産をした、そこに債権があつて、結局回収できなくて超過に至った、そういうことはやはり全国至るところに出てくる可能性はあると思っております。

あくまでも相当因果関係の範囲内であろうかと思っております。こういう特別立法、ある意味では被災地だけの法律ではないのか、こういうふうにご思われる部分もありますので、これは、先ほど大臣御答弁をいただきました、いわゆる広報、周知徹底の問題、特に大臣の御答弁では、兵庫、地元、そういうところを中心にごやっております。こういうお話ではございましたけれども、少なくとも裁判所とか弁護士会とか、そういうところは、今

度こういう法案ができてということはやはりきちつと周知徹底していかないと、こういう法律があるということ、それぞれが主張して運用関係になつていくだろうと思っております。

単にそれは、やり方というのはいろいろ、やはり被災地中心ということはおそらくは、あるいは必要においてはやはり全国あるわけですから、必要などころにおいてはぜひ広報、周知徹底は図っていただきたいと思っております。この点、大臣も一度お答えをいただきたいと思っております。

○前田国務大臣 御指摘のとおり、この震災の因果関係によつて被害を受け債務超過となつた法人、この法人は被災地の遠隔地にある法人も含めてということではございますが、こうした被害によつて債務超過となつた法人が安心して営業活動をしていただけるという観点からも、全国的な広報誌、マスメディア等々を通じて、またもちろん法務省、法務局等々にも掲示をして徹底を図りたいと思っております。

○倉田委員 それでは次に、区分所有建物の再建等の特別措置、こちらの方について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、今回の法案は、区分所有法に規定をされていない全部滅失についての特別措置でございます。そうしますと、私はこれからの運用、解釈の中で一つ大きな問題になるのは、一部滅失なのか全部滅失なのか。確かに、一部滅失でもそれは区分所有法の現行法でいくのであつて、全部滅失の場合は今回の特別法でいくのであつて、その内容においては変わりのないだろうと思っております。現場の問題として、この建物は一部滅失なのか全部滅失なのか、この解釈の基準というのは結構皆さん心配をされておられるのだと思っております。それは、建物が半分残つていても、半分残つていないから全部滅失ではないよと、単純にこう言えるかというところで、やはり基本は、その建物が修理をして使えるのか、あるいはやはり全部取り壊さなければもう全然使えないのか。だから、

いわゆる残骸が残っていて、残骸ということはおかしいかもしれないけれども、骨格が残っていても、やはり取り壊さなければだめだということになればそれは全部滅失ということに私はなるのだからと思うのです。

そこで、一部滅失と全部滅失の大体基本的な基準、そして、ではこの建物が使えるのか使えないのかという基準になったときに、ある人はこれは使えないよ、ある人はもうこれは取り壊さないと使えないよ、こう言う。そこは、まさに建物のケース・バイ・ケース、いろいろあるのだからと思うのだけれども、できる限りで、今法務省の立場でどういふ判断基準をお考えになっておられるのか、お答え可能な限りで、できるだけ明確にお答えを願えればと思います。

○濱崎政府委員 全部が滅失しているのか一部滅失にすぎないのか、これは、その区分については大方今委員がおっしゃったようにことに尽きるのではないかとおっしゃるに思っております。

さらに敷衍して申し上げますれば、要するに建物が一部滅失している、あるいは大幅に損壊している状況の中で、これをもとに復旧して使う、建物として使うということが、これは物理的のみならず、社会的、経済的観点から考えても考えられることなのであるかどうかということによって判定されるべき問題であろうと思っております。

もちろん、今御指摘のありましたように、客観的に建物の形骸が残っております、これは物理的のみならず、社会的、経済的に考えて、もう取り壊すほかにないと判断されれば全部滅失であるということであろうと思っております。それ以上に具体的な基準というのはなかなか難しいわけでございます。いますけれども、これはやはり素人の判断としては大変難しいことかと思っております。やはりその判断というのは専門家の判断というものによるという運用にならざるを得ない問題であろうと思っております。

この点については、行政上の支援としての損壊建物についての判定といったようなこともこれか

ら検討されるものだと思いますし、それから、当事者が任意に選んだ専門家の判断を伺うということ、おのずから関係者の了解というものができているのではないかとおっしゃるに思っております。

それから、最終的にはこれは区分所有者が、建物が一部滅失であるということによって建てかえの決議をされたということ、あるいは全部滅失ということにみよって再建の決議をされたということであれば、それは実際問題としてはその区分所有者の判断が事実上尊重されるという運用がされる、解釈がされるのではないかとおっしゃるにも考えております。

(委員長退席、中島(洋)委員長代理着席)

○倉田委員 今回の法案が、区分所有法には全部滅失の場合が規定されていないから結局民法の一般原則に戻れば全員の同意が必要、それはとても大変だということ、滅失の場合についても再建しやうということ、滅失の場合に五分の四ということとを設けられた。基本は、マンション等にしても、できるだけスムーズに居住をされておられる方々が再建できるものであれば、いろいろな問題はあろうのだけれども、資金であるとか関係者の同意であるとかいろいろな問題ありましようけれども、何とかもとの住環境に帰していただきたい、こういうことなのだろうと思っております。

そういう意味からすれば、でき得る限り話し合いはするのだけれども、話し合いをする中でトラブルというのかそういうものが少なく、できるだけ話が何とかがまとまっていこうかという思いも込められているのだからと私は思うわけですね。

ただ、例えば今回の区分所有の権利、持ち分権にしてもあるいは所有権にしても、持つておられた、しかし震災で、例えば全部滅失の場合にお亡くなりになっておられる方もおられる。そうすると、当然相続の問題が起ってくる。あるいは、五分の四以外の五分の一の人たち、なかなか話し合いがまとまらなくて、もうこれは譲渡してしまおうということ譲渡をしよう。そうすると、五

分の四ということも確かに根拠をいろいろ先ほど御説明ありましたけれども、難しいかなという気もするのです。

それに、新たに第三者の方々がこの利害関係の中に入り込んでくる可能性も非常にあり得るのだからと思うのです。そうすると、それは必然的にそうなるでしょう。場合もやむを得ないことだけれども、逆に、いわば病理的なことを申ししますか、こういうトラブルを介入してひとつ利潤、もうけてやろうではないか、こういうことも予測されないわけではない。

例えば、じゃ私がともかく、お金に困っているのだったらその権利を私に売りたい、私を買ってあげることによってその再建の関係者の中に入り込んで、本当に再建をするという人たちの中に入り込んで、いかにうまくいように言いな、最終的にはまた高く売り抜けてしまおう、こういう混乱の中です、そういうトラブルというのですか、紛争、第三者の不当な介入によって逆に紛争がますます長引いてしま、あるいは解決しにくくなってしま、私はそういうこともあり得るのではないかなというところを心配をいたしておりますが、その点について法務省は何か対策なりお考えなりございますでしょうか。

○濱崎政府委員 これは委員に申し上げるまでもないことではございませうけれども、やはりそういう状態になった区分所有者の中には、もうこうなった以上は権利を譲渡して幾ばくかでもお金に代えて別の再建の道を図りたいという方も少なくないと思われまして、そういう方々は自由で第三者に譲渡していただくという道、それを閉ざすわけにはまいらぬかと思っております。

そういう譲渡がされれば、その譲渡を受けた人が再建の決議をすべきメンバーになってその中に参画してくるということになるわけではございませうが、そういうものの中に入れば悪質な人が入ってきていろいろな混乱を生じさせる、あるいは利得を得ようとするというような行動、これは全く

心配がないかといえますと、こういう複雑な権利関係でございまして、ないわけではないわけではございませう。

ただ、これはやはり私どもの法律というのは当事者間の権利関係の調整ということでございまして、積極的にこの建てかえに私ども法務省当局が介入してどうこうするということができる問題ではないわけではございませう。

そういう多数の適正な意思形成がうまくやっていけるようにということについては、弁護士さんを初めいろいろな建築関係の専門家とか、そういう方々の適切な助言ということ、あるいは先ほど申しましたけれども、公的なあるいは私的な開発専門業者がいろいろ入ってきて助言をするというようなこと、そういう運用の中で、そういう人々によって、生ずる混乱を排除して実施していただくということに期待しているところでございませうが、私どもとしてもそういう問題について、今次震災の地域に限られた問題でございまして、十分注視して関心を持っていきたい、また、必要に応じて、私どもとして考えるべきことがあれば考えたいという態度で臨んでいきたいというふうに考えております。

○倉田委員 お答えいただきましたとおり、私的自治ということが基本でございまして、無用、不当な介入は基本的にはやるべきではない。しかし、こうしたトラブルが起ることについてもやはり何か考えておかなければいけないだろう、その意味で申し上げさせていただいた次第でございませう。

そこで、次に、第三者が介入してくる、あるいは自分は再建ではなくてこの権利を買ってもらおうということになれば、いわゆるその評価が問題になると思うのです。これは時価で基本的には買ったり売ったりということになるのだからと思うのですが、その時価というのは、どういう基準で、それが評価をするのか、それはいかがでしょうか。

○濱崎政府委員 時価というのは、現行の建てか

えの場合の売り渡し請求の場合でも使われているわけでございますが、民法ではあちこちで使われているわけでございますが、これは法律的に言えば、その時点におけるそのものの客観的取引価格ということでございます。

これは、第一次的には当事者の協議で定められるということでございますが、実際上はそういう評価の専門家の助言あるいは鑑定意見、そういったことによつて決定されていくものだというふうな思っております。また、最終的には、法律的に言えば、それについて争いがあれば訴訟の場で裁判所によつて判断されるということでございますけれども、実際問題はそういう専門家の助言、鑑定意見等によつて定まってくるものではないかというふうな思っております。

○倉田委員 それでは、これはちょっと確認の意味でお答えいただければと思うのですが、よく分譲マンション等々の登記簿謄本を見ますと、大抵敷地利用権とかそういう形で、敷地利用権何分の何みたいな形で登記してある場合が多いでございます。その敷地利用権というのは、御説明いただいた、あるいは私の理解によれば、土地が所有権であればいわゆる所有共有持ち分、建っている土地が借地権であれば借地権の要件ということ、そういうことでいいのかわか、それをちょっと確認の意味で聞かせていただきますが、簡単にお答えいただければと思います。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、一般的には所有権の共有持ち分ということでございますが、借地権である地上権または賃借権の準共有持ち分という場合がこれには含まれるわけでございます。○倉田委員 そうしますと、担保権との関係でいけば、これはもう時間がなくなりましたので問題点の指摘だけにどめさせていただきますと思っておりますが、敷地権が所有権の共有である場合については担保権は敷地権にも残っていくけれども、下の建物が賃借権の場合は債権ですから担保権が消えてしまう、そういう状況になっていくわけですね。

それでは、時間も参りましたので、質問を少しやったのですが、最後に、いわゆる区分所有法と民法の一般原則、その間に今回の法律、こういうことになるわけです。今回の法律はあくまでも大震災、全域的に被害を受けたような場合について五分の四でもいいというふうになるわけですが、個々の例えればあるマンションがけ崩れによつてつぶれてしまったとか火災によつて焼けてしまった、なくなつてしまった。区分所有の建物はその存在を前提にしているわけですから、これは適用されない。今回の法律も、被災地域ということ前提にしているから適用されない。

そうすると、やはり民法の一般原則、全員同意ということになるわけですが、これは立法政策の問題になるかと思うのですが、私にはもうこの点も、この部分も見直すべきではなからうか、こう思っております。この点については大臣の御所見をちょっとお伺いできればと思います。

〔中島(洋)委員長代理退席、委員長着席〕

○前田国務大臣 今回の大規模な災害によつて地域全体の多くの区分所有建物が滅失したという、いわば特殊な状況下における法的措置でございますが、先生御質問の、例えば火事などで区分所有建物のある一棟のみが滅失したといった場合は、やはりおのずとその前提条件といえますが、別個の配慮が必要になる、局地的、局所的なものであろう、こう解釈をしております。火事などで一棟のみ滅失したという場合は、先ほど先生おっしゃったとおり民法原則で取り組んでいき、関係者各位の十分な話し合いで解決を図っていただくのが適当であらう、現在はその考えをおいていただいております。先生の御意見をよく踏まえまして、また考えさせていただきます。

○倉田委員 確かに周りの経済状況等は、被災に遭つた場合とは違ふのだからと思っておりますけれども、マンションを建てかねないということについては全員の同意を得なければならぬという場合と五分の四、それは同じような状況にあるんじゃないかな

いのかと思っておりますので、今後の課題としてぜひ御検討をいただきたいと思っております。

最後に、これはお答えをいただかなくても結構でございますが、今回の大震災でけ崩れが起ころ、あるいは区域ごと滅失してしまつた、そうする、いわゆる境界と申しますか、境目が非常にわかりづらくなつていられるらうと思つております。これは今後非常に大きな紛争の原因になるのだらうと思つております。この境目をどう確定していくのか。大臣、この点について裁判所等とも非常に連携をとられながら、この問題のできるだけ早期な解決を図るよう、ひとつ御努力をお願い申し上げます。

○金子委員長 この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所浦井総務局長、堀籠人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○金子委員長 質疑を続行いたします。正森成二君。

○正森委員 私は、まず最初に、阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告の問題について伺います。

債務超過と支払い不能の違いとか、あるいは認定等についてはさきに質問通告しておりましたが、前に同僚委員が相当お聞きになりましたので、その点は省略させていただきます。

ただ、民事局長でよろしいから一言伺いたいのですが、関東大震災のときに破産宣告猶予令というものがたしか出ました。それを見ますと、記載の仕方は、「大正十二年九月一日以後二於テ法人ノ財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタル法人ニ対シテハ大正十四年八月三十一日ニ至ル迄ノ間破産ノ宣告ヲ為スコトヲ得ス但シ」

云々という規定になっております。

今度のは、私の理解するところでは、破産宣告猶予令のときと違つて、破産宣告できない法人については破産宣告を留保する決定をしなければならぬというように思われるのですが、これは前の関東大震災のときとどのように違うのか、あるいは違わないのか、あるいは違ふたしならその理由は何かについて、お答え願ひたいと思つております。

○濱崎政府委員 一定の期間破産の宣告をすることができないというところは、共通の条文になってるわけでございます。

ただ、今回破産宣告をすることができないという場合に、それでは申し立てを受けた裁判所としてはその手続をどうするのかということが、関東大震災のときの規定だけでは必ずしも明確でない、それを明確にする必要がある、その方がベターであるというところで、破産の宣告をすることができない場合に、それは直ちに申し立てを退けてしまふのではなくて留保しておく、留保して、その間その件の審理は中断するという手続をとるということを明確にする、その方がいいだろうということでございます。

したがって、実質において違ふものであるというふうには考えておらないところでございます。

○正森委員 実質的に違ふものでないと言われる、そのとおりだと思いますけれども、しかし、留保する決定を義務づけるということになりますと、破産宣告はしないけれども債務超過であることは間違いなくということも裁判所が公権力的に、対外的に認定するということの意味もある意味では持ち得るので、ある意味では裁判の中間判決的な意味をも持つので、そうすると企業にとっては、破産宣告はされないけれども、債務超過で物騒だということとは裁判所が認定しているのだということになって、関東大震災のときは少し意味合いが違つてくるのではないですか。

○濱崎政府委員 もとより委員も御理解いただいていると思つていますが、留保決定をしたからその中に債務超過の状態に陥つていないという認定を含む

わけではもちろんございません。債務超過に陥っているかどうかという審理自体を留保してストップするということになろうと思っております。

それからなお、三項におきまして、留保決定をした後に第一項に規定する事情についての変更があったときは、申し立てまたは職権で決定を取り消すことができるとなっておりますが、その事由の一つといたしまして、債務超過に至っていないことがはっきりしたという場合もこの事情の変更というふうに考えておりますので、その場合には、留保決定を取り消して申し立て自体を退けるということも可能である、そういうふうに考えております。

○正森委員 最高裁来ておられますか。——伺いたいと思いますが、今日の新聞によりまして、大阪地裁の堺支部の判事補が「震災対策に裁判所が破壊の時」という見出しで「論壇」に投書されております。それで、この内容は、やはり広い意味では本法案に関係がありますし、裁判所がどう対処するかという司法行政的な問題を含んでおりますので、全部ではありませんが、そのうちの二、三点について質問させていただきます。

この投書をした判事補は、裁判所の現場では人ごとのように感じられる風潮がないではない、今度の震災の対処についてそういう感想を述べた上で、裁判所法の二十八条の二項には「特別の事情」というのがあられるけれども、これを弾力的に解して、大阪高裁管外からも職務代行を認めるなど工夫をして全国から裁判官を工面すべきではないかとか、あるいは、まず研修裁判官の一部でも引き揚げてはどうだろうか、これは、現在東京で官庁や民間企業に裁判官が研修目的で派遣されている、それをこの緊急事態で引き揚げてはどうかという提言をされているんですね。まず、この点についてどうお考えになるか。

それから、短い時間で結構ですが、現在研修裁判官は何名ぐらいで、主としてどういう方向で研修しているのかをお答え願いたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理人 阪神・淡路大震災

による事件増に伴う裁判所の体制づくりについては、ごさいますが、最高裁判所といたしましては、震災直後から、関東大震災の例を参考にしながら、大阪高裁とも協議して鋭意検討しているところでございます。

関東大震災の例によりまして、調停事件が大幅に増加したところをごさいしまして、最高裁といたしましては、今後の事件の動向を見ながら適時適切に対応できるようにしたいという検討をやっておりまして、現在のところそれほど多くの申し立てがされている状況ではございませんが、必要が生じた場合には直ちに対応できるようにするため、委員御指摘の大阪高裁管外からの職務代行の発令の点を含めまして、検討を整えつつあるという状況でございます。

委員御指摘のように、裁判所の現場におられる方についてはあるいはそういう検討の状況を知りたい方もおられるかと思いますが、そういう状況でありますので、協力態勢はかなりできていますという点は御理解いただきたいと思っております。この事件直後には、周辺の高裁から応援に行きたいという申し出も最高裁判所の方にごさいしまして、現在のところ、事件がふえた場合には直ちに行けるようにという、具体的な裁判官の名前を含めた検討を行っている状況でございます。

なお、裁判官で外部で研修している者についてでございますが、民間会社に長期ということ、一年でございますが、研修のために研修している者が四名ございまして、そのほか、各省庁に研修を兼ねて出向している者が十四名という状況でございます。

○正森委員 それから、被災地裁判所職員ですね。これは恐らく兼務で発令されるのだと思うのですが、この前もちょっと伺いましたが、当該職員等の間から、兼務ではもとの仕事ややはり残るの何とかしてきれないか。この投書した裁判官はB活用や外部委託も必要かもしれない、司法にすることを安易に外部に委託しますと問題がありますが、事務的なごく限られた仕事ではそういう

こともあり得るかもしれないし、あるいは臨時の増員とかそういうことのご提言がここにあるのです。その点はどう考えておられますか。

○涌井最高裁判所長官代理人 事件の増加がどの程度になるかという見通しがなかなか難しいゅうございまして、ただ、我々の方としては、最悪の事態が生じた場合にもそれに対応できるだけの人的な態勢はとっておこうという、場合によりましては、数千単位単位で事件がふえましてもそれに対応できるように態勢を組みたいと思っております。

一般職の関係の人員の応援といいますか、これはほかの庁に御迷惑をおかけしない形で、いわば恒常的にといえますか、神戸の方だけに専属に人をふやすということも、十数名程度四月からやりたいと思っております。それで足りない場合には、さらにほかの庁からもということをお考えしております。

○正森委員 それでは、区分所有建物の再建に関する問題について質問をさせていただきます。今度、今同僚委員がいろいろお聞きになりましたが、今度、全壊した場合に五分の四の多数で再建についていろいろできるというところの場合、残る五分の一の権利がどうなるのかという質問がございまして、民事局長からお答えになりました。だから、重複するのは省きたいと思っております。だから、重複するのは省きたいと思っております。だから、重複するのは省きたいと思っております。

それが、今同僚委員がいろいろお聞きになりましたが、今度、全壊した場合に五分の四の多数で再建についていろいろできるというところの場合、残る五分の一の権利がどうなるのかという質問がございまして、民事局長からお答えになりました。だから、重複するのは省きたいと思っております。だから、重複するのは省きたいと思っております。だから、重複するのは省きたいと思っております。

少いかわいしい者がおって、そういう者が主導権を持つということになりかねないのです。

それで、建設省来ておられますか。——では、建設省に伺いたいと思っておりますが、今申し上げましたような趣旨、これは法務省の管轄というよりはむしろ建設省がどういう支援対策をとるか、まあ大蔵省も関係するかもしれないわけですが、まず建設省が考えることが必要だと思っております。住宅金融公庫等について、例えば貸付限度額を引き上げるとか、金利を多少下げるとかということ、新聞紙上でも拝見いたしました。

それで、きょう特に伺いたいのは、特定優良賃貸住宅等について供給を促進するために、今度の震災についてやはり一定の対策をとっておられるということを知れておりますが、それについては説明していただきたいと思っております。

○坂田説明員 御説明申し上げます。特定優良賃貸住宅供給促進事業、これは優良な賃貸住宅を建設する場合には、土地所有者等に対して建設費でありまして、家賃の補助を行う制度でございますが、これを、兵庫県または大阪府の区域内で被災者向けに建設される場合につきましては、共同施設の整備費に對します国、地方公共団体による建設費の補助率を従来の三分の二から五分の四へ引き上げる、それから建設戸数の要件を従来の十戸から五戸へ引き下げるといような拡充措置を講じまして、支援をまいりたいと考えているところでございます。

○正森委員 今簡略に言われましたが、三分の二を五分の四というの、国が三分の一から五分の二へ、それから地方公共団体が三分の一から五分の二だから、合わせて三分の二が五分の四になる、こういう趣旨ですね。——はい。

特に法務大臣に申し上げておきたいのですが、これは必ずしも法務省の管轄でないということはおわかっておりますが、政治家として、法務省がこういう法律を整備しても、資金の手当てがされなければ、結局において、建てかえをやるということ

資金力を持つておる多数の人はいいかもしれないけれども、その少ない少数の人の権利が事実上侵害される場合があり得るということを御理解いただいたに、建設省なり大蔵省に、閣議で問題になったときに御配慮を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○前田国務大臣 先生御指摘のとおりでございます。この法律も基本的な法律関係を定めるというところでございますので、実質効果を上げるには建設省あるいは大蔵省の御協力なくしてあり得ないこととございまして、今日までもその方向で建設省あるいは大蔵省が取り組んでいただいておりますが、なお引き続き私も努力をしております。たいと思っております。

○正森委員 時間が参りましたので、最後ですが、本日の朝刊にその点の参考としてこういう記事が載っているのです。

これは朝日新聞ですが、「兵庫県は、「定期借地権を利用したマンション」建て替え支援制度」を創設する方針を打ち出した。住民は敷地を県の住宅供給公社にいったん売却したうえで、その敷地について公社との間に五十年の定期借地権契約を締結。土地の売却代金を建て替え費用に充てるという構想だ。こうしますと、資金は何とかできるのですが、今までは所有者がたったのだけれども、土地については逆に定期借地権者になる。五十年たてば――五十年先のことですからどうなるかわかりませんが、引き払わなければならないという制約はありますが、資金面の相当部分は解決できるわけです。

それからもう一つ。ある大学教授は、「住宅地区改良事業の適用を」ということで、「取用権限を与えられた市区町村が被災マンションを不良住宅と認定し、区分所有権を買収して撤去する。跡地に改良住宅を建設して、元の居住者に賃貸に出そう」という事業である。補助率が高く、家賃も低額に抑えられる」という提言をしておられるのです。それで、これは建設省の管轄だと思いますが、

こういう提言について、大蔵省と相談して、資金面の手当てを含めて考慮をする必要があるのじゃないかと思えますが、いかがですか。

○坂田説明員 御提言のありましたいろいろな事項につきましまして、被災マンションの建てかえ、種々のケースがあるかと思えます。定期借地権を活用する、あるいは住宅地区改良事業等で対応する、いろいろなケースが出てくるかと思えますので、今のところは、融資面でありましてか優良建築物等整備事業の補助制度の拡充、それから県、市と連携いたしました分譲マンションの復興相談センターなどの整備をいたしておりますので、相談に幅広く応じてまいりたいと思えます。

それから、いろいろなケースにつきまして、は、公的住宅等による生活支援策もあわせて、必要に応じまして、公団でありますとか公社でありますとか、そういう公的の主体による建てかえ事業の積極的な協力でありまして、実態に即した支援方策を検討してまいりたいと考えております。

○正森委員 終わります。

○金子委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○金子委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子委員長 次回は、来る二十八日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案

法律

（債務超過を理由とする破産宣告に関する特例）

第一条 阪神・淡路大震災による被害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、平成九年一月十六日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条第二項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、第一項に規定する日までの間、同項本文の法人については適用しない。

（株式会社及び有限会社の最低資本金の制限に関する経過措置の特例）

第二条 平成七年一月十七日において大阪府及び兵庫県の区域内に登録された本店が所在していた株式会社及び有限会社についての商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第五條第一項及び第十八條第一項の規定の適用については、これらの規定中「この法律の施行後五年間」とあるのは、「この法律の施行後六年間」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、被災した会社その他の法人等の存立に資するため、当該被害により債務超過となった法人について破産宣告を一定期間留保する等の特例並びに当該震災が発生した時に大阪府及び兵庫県の区域内に登録された本店が所在していた株式会社及び有限会社の最低資本金の制限に関する経過措置に係る期間を一定期間延長する特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案

置法

（目的）

第一条 この法律は、大規模な火災、震災その他の災害により滅失した区分所有建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資する

ことを目的とする。

(再建の集会)

第二条 大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第三項に規定する専有部分が属する一棟の建物(以下「区分所有建物」という。)の全部が滅失した場合において、その建物に係る同条第六項に規定する敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったときは、その権利(以下「敷地共有持分等」という。)を有する者は、次条第一項の決議をするための集会を開くことができる。

2 前項の規定による集会(以下「再建の集会」という。)における敷地共有持分等を有する者(以下「敷地共有者等」という。)の各自の議決権は、敷地共有持分等の価格の割合による。

3 再建の集会は、議決権の五分の一以上を有する敷地共有者等が招集する。

4 再建の集会における招集の手続については区分所有法第三十五条第一項本文、第二項及び第五項並びに第三十六条の規定を、議事及び議決権の行使については区分所有法第三十九条及び第四十条の規定を、議長については区分所有法第四十一条の規定を、議事録の作成については区分所有法第四十二条第一項及び第二項の規定を、議事録及びこの項において準用する区分所有法第四十五条第一項の書面(以下「議事録等」という。)の保管及び閲覧については区分所有法第三十三条第一項本文及び第二項の規定を、書面決議については区分所有法第四十五条第一項の規定を準用する。この場合において、区分所有法第三十三条第一項本文中「管理者」とあるのは「敷地共有者等で再建の集会の決議で定める者」と、区分所有法第三十五条第一項本文、第三十六条、第四十二条第二項及び第四十五条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第三十五条第二項及び第四十条中「専有部分が数人の共有に属するとき」とあるのは「一の専有部分を所有するための敷地利用権に係る敷地共有持分等を数人で有するとき」と、区分所有法第三十五条第五項中「場合において、会議の目的たる事項が第十七条第一項、第三十一条第一項、第六十一条第五項、第六十二条第一項又は第六十八条第一項に規定する決議事項であるときは」とあるのは「場合において」と、区分所有法第三十九条第一項中「この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数」とあるのは「この法律に別段の定めがない限り、敷地共有者等の議決権の過半数」と、区分所有法第四十一条中「規約に別段の定めがある場合及び別段の決議をした場合を除いて、管理者又は集会を招集した区分所有者の一人」とあるのは「別段の決議をした場合を除いて、再建の集会を招集した敷地共有者等の一人」と、区分所有法第四十五条第一項中「この法律又は規約により」とあるのは「この法律により」と読み替えるものとする。

(再建の決議等)
第三条 再建の集会においては、敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数で、滅失した区分所有建物に係る区分所有法第二条第五項に規定する建物の敷地に主たる使用目的を同一とする建物を建築する旨の決議(以下「再建の決議」という。)をすることができ、
2 再建の決議においては、次の事項を定めなければならない。
一 新たに建築する建物(以下「再建建物」という。)の設計の概要
二 再建建物の建築に要する費用の概算額
三 前号に規定する費用の分担に関する事項
四 再建建物の区分所有権の帰属に関する事項
3 前項第三号及び第四号の事項は、各敷地共有者等の衡平を害しないように定めなければならない。
4 再建の決議をした再建の集会の議事録には、その決議についての各敷地共有者等の賛否をも

記載しなければならない。
5 再建の決議は、その区分所有建物の滅失に係る災害を定める前条第一項の政令の施行の日から起算して三年以内に行われなければならない。
6 再建の決議があった場合については、区分所有法第六十三条第一項から第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項から第三項まで及び第四項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項前段並びに第六十四条中「建替え」とあるのは「再建」と、区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有権及び敷地利用権」とあり、並びに区分所有法第六十三条第六項及び第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有持分等」と、区分所有法第六十三条第六項及び第七項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の再建の工事」と、区分所有法第六十四条中「建替えを行う」とあるのは「再建を行う」と読み替えるものとする。
(敷地共有持分等に係る土地等の分割請求に関する特例)
第四条 第二項の政令で定める災害により全部が滅失した区分所有建物に係る敷地共有者等は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六条第一項本文(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その政令の施行の日から起算して一月を経過する日の翌日以後当該施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、敷地共有持分等に係る土地又はこれに關する権利について、分割の請求をすることができない。ただし、五分の一を超える議決権を有する敷地共有者等が分割の請求をする場合その他再建の決議をすることができないと認められる顕著な事由がある場合は、この限りでない。
(建物の一部が滅失した場合の復旧等に関する

特例

第五条 第二項第一項の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合についての区分所有法第六十一条第八項の規定の適用については、同項中「建物の一部が滅失した日から六月以内に」とあるのは、「その滅失に係る災害を定める被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成七年法律第 号)第二条第一項の政令の施行の日から起算して一年以内」とする。
(過料)
第六条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした者は、十万円以下の過料に処する。
一 議事録等を保管する者が第二条第四項において準用する区分所有法第三十三条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、議事録等の閲覧を拒んだとき。
二 再建の集会の議長が第二条第四項において準用する区分所有法第四十二条第一項又は第二項の規定に違反して、議事録を作成せず、又は議事録に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
阪神・淡路大震災による区分所有建物の被害の状況等にかんがみ、災害後の区分所有建物の再建を容易にし、もって被災地の健全な復興に資するため、大規模な火災、震災その他の災害によつて区分所有建物の全部が滅失した場合には、その敷地の共有者等の共有持分等の価格の割合による議決権の五分の四以上の多数による決議に基づき、その敷地上に建物を再建することができることとする。同時に、共有者等による共有物分割請求を一定期間制限する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年三月二十三日印刷

平成七年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局